

会社別勘定科目の連結勘定科目との関連付け変更可否の確認方法

勘定科目体系の見直し等により連結勘定科目との関連付けを変更するにあたって、前期あるいは当期のデータに以下の情報がある会社別勘定科目を削除すると連結精算表等が正しく作成されない場合があるため、慎重な対応が必要になります。

なお、会社別勘定科目の変更に当たっては、当該データを退避後に実施してください。また、勘定科目体系の見直しを行う場合は、弊社コンサルティング担当にご連絡ください。

1. 貸借対照表の純資産の部の勘定科目及び株主資本等変動計算書の期首残高の勘定科目

変更できません。弊社コンサルティング担当にご連絡ください。

2. レポートニング・パッケージ

(1) 「3135/5134 購入固定資産等明細」の資産科目及び資産計上科目

変更できません。弊社コンサルティング担当にご連絡ください。

(2) 「3124/5124 時価評価した資産負債明細」の勘定科目

変更できません。弊社コンサルティング担当にご連絡ください。

(3) その他のレポートニング・パッケージ

その他の入力済のレポートニング・パッケージは、変更後の連結勘定科目に基づき修正してください。(例 債権・債務の消去の対象でなくなる場合は、債権・債務明細から削除)

3. 個別修正仕訳で入力された勘定科目(開始仕訳の生成も含む)

変更できません。弊社コンサルティング担当にご連絡ください。

4. 変更後のご注意

上記1から3に該当しない場合は、変更できます。変更後、「レポートニング・パッケージの複写処理」を実行してください。

以 上